

○市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則

平成 15 年 9 月 10 日

規則第 117 号

名古屋市公害防止条例施行細則(昭和 48 年名古屋市規則第 73 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 工場、事業場等に対する規制等

第 1 節 大気汚染に関する規制(第 6 条—第 19 条)

第 2 節 水質汚濁の防止(第 20 条—第 22 条)

第 3 節 騒音等に関する規制(第 23 条—第 42 条)

第 4 節 化学物質の適正管理(第 43 条—第 47 条)

第 5 節 土壌及び地下水の汚染に関する規制(第 48 条—第 56 条)

第 6 節 地下水の採取に関する規制等(第 57 条—第 75 条)

第 3 章 廃棄物等の焼却の制限(第 76 条・第 77 条)

第 4 章 環境への負荷の低減に係る措置

第 1 節 建築物に係る環境への負荷の低減(第 78 条—第 82 条)

第 2 節 事業活動に伴う地球温暖化の防止(第 83 条—第 85 条)

第 3 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減(第 86 条—第 99 条)

第 5 章 雑則(第 100 条—第 105 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市長令第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定化学物質)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第1種指定化学物質とする。

(特定化学物質等の要件)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第5条に規定するとおりとする。

(規則で定める温室効果ガスの排出)

第4条 条例第2条第11号ウの規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他人から供給された水の使用
- (2) 他人に委託して行う廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)の焼却
- (3) その他間接的に温室効果ガスを排出することとなる行為として地球温暖化対策指針で定めるもの

第5条 削除

第2章 工場、事業場等に対する規制等

第1節 大気汚染に関する規制

(大気汚染物質)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める物質は、窒素酸化物(一酸化窒素及び二酸化窒素をいう。以下同じ。)とする。

(大気規制工場)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める工場等は、燃料又は原料を燃焼し、又は処理する作業を行う工場等であって、窒素酸化物排出施設(別表第1の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものをいう。以下同じ。)を定格能力で運転する場合に使用される燃料及び原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算(換算の方法は、別表第2又は別表第3の第2欄に掲げる燃料又は原料の種類ごとにそれぞれ該当する表の第3欄に掲げる量を該当する表の第4欄に掲げる重油の量に換算した量に、別表第4の中欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる係数を乗ずるも

のとする。以下同じ。)したものの合計が1時間当たり500リットル以上のものとする。

(大気規制基準)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める許容限度は、1時間当たりの排出量について、別表第5に掲げる式によってそれぞれの大気規制工場について算出した窒素酸化物の量とする。

(大気規制工場の設置の許可の申請)

第9条 条例第16条第2項の規定による申請は、大気規制工場設置許可申請書(第1号様式)によって行わなければならない。

2 条例第16条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主要生産品目及び製造工程
- (2) 建物及び施設の配置
- (3) 大気汚染物質の総量

(許可等の通知)

第10条 市長は、条例第16条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して60日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る大気規制工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により60日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

(工事完了届)

第11条 条例第16条第5項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、工事完了届出書(第2号様式)によって行わなければならない。

(認定等の通知)

第12条 市長は、条例第16条第5項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理したときは、その日から起算して30日以内に、当該届出をした者に対し、認定又は不認定の旨を通知するものとする。

(経過措置の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、大気規制工場使用届出書(第3号様式)によって行わなければならない。

第14条 削除

(施設等の変更の許可の申請)

第15条 条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、大気規制工場変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(準用)

第16条 第10条の規定は、条例第18条第1項の規定による許可の手続について準用する。

(氏名等の変更等の届出)

第 17 条 条例第 19 条の規定による届出は、条例第 16 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書(第 5 号様式)によって、大気規制工場の廃止の場合にあっては廃止届出書(第 6 号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第 18 条 条例第 20 条第 3 項の規定による届出は、承継届出書(第 7 号様式)によって行わなければならない。

(大気汚染物質の測定等)

第 19 条 条例第 23 条第 1 項の規定による大気汚染物質の測定は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 窒素酸化物濃度
- (2) 残存酸素濃度
- (3) 温度
- (4) 排出ガス量

2 前項各号に掲げる項目に係る測定は、別表第 6 の左欄に掲げる窒素酸化物排出施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる測定方法により、同表の中欄に掲げる測定頻度で行うものとする。ただし、同表に掲げる測定頻度又は測定方法によることが困難な場合にあっては、別に協議するものとする。

3 条例第 23 条第 1 項の規定に基づく大気汚染物質の測定の結果の記録は、3 年間保管しておかなければならない。

第 2 節 水質汚濁の防止

(規則で定める小規模工場等)

第 20 条 条例第 25 条の規則で定める工場等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業場(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。)以外の工場等
- (2) 特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満の工場等(次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)の規定に基づき、上乘せ排水基準が適用されるものを除く。)

(規則で定める水の汚染状態を示す項目)

第 21 条 条例第 25 条の規則で定める水の汚染状態を示す項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量とする。

(規則で定める水の汚染状態の許容限度)

第 22 条 条例第 25 条の規則で定める許容限度は、次の各号に掲げる項目について、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 化学的酸素要求量 排水 1 リットルについて 160 ミリグラム
- (2) 窒素含有量 排水 1 リットルについて 120 ミリグラム
- (3) りん含有量 排水 1 リットルについて 16 ミリグラム

第3節 騒音等に関する規制

(騒音発生施設)

第23条 条例第28条第1項の著しい騒音を発生する施設として規則で定めるものは、別表第7に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- (1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(振動発生施設)

第24条 条例第28条第1項の著しい振動を発生する施設として規則で定めるものは、別表第8に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- (1) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(騒音又は振動に係る規制基準)

第25条 条例第28条第1項の規則で定める規制基準は、別表第9又は別表第10に掲げるとおりとする。

(騒音発生施設等の設置の届出)

第26条 条例第30条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって行わなければならない。

2 条例第30条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音発生施設等の型式及び公称能力
- (4) 騒音発生施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第30条第2項(条例第31条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音発生施設等の配置図並びに騒音発生施設等を設置する工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置の届出)

第27条 条例第31条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって行わなければならない。

(規則で定める変更の範囲)

第28条 条例第32条第1項の規則で定める範囲は、条例第30条第1項、第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

(施設等の変更の届出)

第 29 条 条例第 32 条第 1 項の規定による届出は、騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書(第 9 号様式)又は騒音・振動の防止の方法変更届出書(第 10 号様式)によって行わなければならない。

第 30 条 削除

(氏名等の変更等の届出)

第 31 条 条例第 34 条の規定により準用する条例第 19 条の規定による届出は、条例第 30 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書(第 5 号様式)によって、すべての騒音発生施設等の使用の廃止の場合にあっては廃止届出書(第 6 号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第 32 条 条例第 34 条の規定により準用する条例第 20 条第 3 項の規定による届出は、承継届出書(第 7 号様式)によって行わなければならない。

(小規模騒音発生施設等)

第 33 条 条例第 36 条第 1 項の規則で定める施設は、別表第 11 に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- (1) 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置されている同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置されるもの
 - (2) 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置されている同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置されるもの
- 2 条例第 36 条第 1 項の規則で定める基準については、別表第 9 に掲げる騒音の規制基準又は別表第 10 に掲げる振動の規制基準を準用する。

(特定建設作業)

第 34 条 条例第 37 条第 1 項の規則で定める作業は、騒音に係るもの(以下「騒音特定建設作業」という。)にあっては別表第 12 に掲げる作業とし、振動に係るもの(以下「振動特定建設作業」という。)にあっては別表第 13 に掲げる作業とする。ただし、次に掲げる作業を除く。

- (1) 騒音特定建設作業にあっては騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業、振動特定建設作業にあっては振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの

(特定建設作業の実施の届出)

第 35 条 条例第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第 11 号様式)によって行わなければならない。

2 条例第 37 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- (2) 特定建設作業の種類
 - (3) 特定建設作業に使用される別表第 12 又は別表第 13 に規定する機械の名称、型式及び仕様
 - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第 37 条第 3 項の規則で定める書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(特定建設作業に係る改善勧告等の基準)

第 36 条 条例第 38 条第 1 項の規則で定める基準は、別表第 14 に掲げるとおりとする。ただし、同表 4 の項に掲げる基準は、同表 1 の項の基準を超える大きさの騒音を発生する騒音特定建設作業又は同表 2 の項の基準を超える大きさの振動を発生する振動特定建設作業について条例第 38 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による命令を行うに当たり、1 日における作業時間を同表 4 の項に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)

- 第 37 条 条例第 39 条第 1 項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域とする。
- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2 条例第 39 条第 1 項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときとする。

(航空機から機外へ向けてする拡声機の使用に係る遵守事項)

第 38 条 条例第 39 条第 2 項ただし書の規則で定める事項は、別表第 15 に掲げるとおりとする。

(拡声機の使用の制限等)

- 第 39 条 条例第 39 条第 3 項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合
 - (2) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合
 - (3) 拡声機から発生する音が敷地の周囲に漏れることのない措置を講じた上で、当該拡

声機を屋内で使用する場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合
- 2 条例第39条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 午後7時から翌日の午前9時(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時30分)までの間は拡声機を使用しないこと。
 - (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回使用すごとに10分以上休止すること。
 - (3) 2以上の拡声機(携帯して使用する拡声機を除く。)を使用する場合は、拡声機の間隔は、50メートル以上とすること。
 - (4) 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から5メートル離れた地点において、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる音量の範囲内とすること。

(騒音の規制を受ける飲食店営業等)

第40条 条例第40条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲食店営業
 - (2) 喫茶店営業
 - (3) ガソリンスタンド営業
 - (4) 液化石油ガススタンド営業
 - (5) ボーリング場営業
 - (6) バッティングセンター営業
 - (7) ゴルフ練習場営業
 - (8) テニス場営業
 - (9) 遊泳場営業
 - (10) アイススケート場営業
 - (11) カラオケボックス営業
- 2 条例第40条第1項の規則で定める基準は、営業所の敷地の境界線における夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)の許容限度として、別表第17に掲げるとおりとする。

(深夜における音響機器の使用の制限区域等)

第41条 条例第42条第1項の規則で定める区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域とする。

- (1) 第1種低層住居専用地域
 - (2) 第2種低層住居専用地域
 - (3) 第1種中高層住居専用地域
 - (4) 第2種中高層住居専用地域
 - (5) 第1種住居地域
 - (6) 第2種住居地域
 - (7) 準住居地域
- 2 条例第42条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 飲食店営業
 - (2) 喫茶店営業

- (3) カラオケボックス営業
- 3 条例第 42 条第 1 項の規則で定める音響機器は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) カラオケ装置(伴奏音楽等を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
 - (2) 音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)
 - (3) 楽器
 - (4) 拡声装置
 - (5) 有線ラジオ放送受信装置

(騒音の規制を受ける作業)

第 42 条 条例第 43 条第 1 項の規則で定める作業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 板金又は製かんの作業
 - (2) 鉄骨又は橋りょうの組立て作業(建設の現場作業を除く。)
 - (3) 金属材料の引抜き作業
 - (4) 鍛造の作業
 - (5) 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業
 - (6) 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
 - (7) 音響を発生する機器(楽器を含む。)の組立て、試験又は調整の作業
 - (8) 内燃機関の試験又は調整の作業
 - (9) 工業用ミシンを用いる作業
 - (10) 木材の切削等の加工の作業
 - (11) 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積降しの作業
 - (12) 貨物の搬入又は搬出の作業
 - (13) 建設用重機械を用いる作業(建設の現場作業を除く。)
- 2 条例第 43 条第 1 項の規則で定める基準については、別表第 9 に掲げる騒音の規制基準を準用する。

第 4 節 化学物質の適正管理

(特定化学物質等取扱事業者の要件)

第 43 条 条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(以下この節において「令」という。)第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者であること。
 - (2) 常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。
- 2 条例第 48 条第 1 項の規則で定める工場等は、令第 4 条第 1 号イ又はロに掲げる事業所のいずれかに該当する工場等とする。

(特定化学物質の取扱量の届出)

第 44 条 条例第 48 条第 2 項の規定による届出は、毎年度 6 月末日までに、特定化学物質取扱量届出書(第 12 号様式)によって行わなければならない。

(市長が定める分類の名称による公表)

- 第 45 条 条例第 48 条第 1 項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第 2 項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第 3 項の規定による公表をすることを市長に請求することができる。
- 2 特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、条例第 48 条第 2 項の規定による届出と併せて、対応する化学物質の分類の名称への変更請求書(第 13 号様式)を提出することによって行わなければならない。
 - 3 市長は、第 1 項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 4 市長は、第 1 項の請求を認めない場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
 - 5 前 2 項の決定は、第 1 項の請求があった日から 30 日以内にするものとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を通知しなければならない。

(特定化学物質等適正管理書の届出)

- 第 46 条 条例第 49 条第 2 項の規則で定める工場等は、その常時使用する従業員の数が 21 人以上である工場等とする。
- 2 条例第 49 条第 2 項前段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する要件に該当することとなった日から起算して 6 月以内に、特定化学物質等適正管理書届出書(第 14 号様式)によって行わなければならない。
 - 3 条例第 49 条第 2 項後段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正管理書届出書(第 14 号様式)によって行わなければならない。

(事故時の報告)

- 第 47 条 条例第 50 条第 1 項の規定による報告は、事故状況等報告書(第 15 号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第 50 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事故の状況
 - (2) 講じた措置の概要
 - (3) 工場等の周辺における被害の状況
 - (4) 再発防止のための措置の概要

第 5 節 土壌及び地下水の汚染に関する規制

(汚染状況の調査等の命令)

- 第 48 条 条例第 54 条第 2 項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により

行うものとする。

- (1) 条例第 54 条第 2 項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- (2) 条例第 54 条第 2 項の規定による報告を行うべき期限

(土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模)

第 49 条 条例第 55 条第 1 項の規則で定める規模は、500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満とする。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第 49 条の 2 条例第 55 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告は、土壤汚染等調査結果報告書(第 16 号様式)によって行わなければならない。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告を要しない行為)

第 49 条の 3 条例第 55 条第 1 項第 1 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - イ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 センチメートル以上であること。
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当しないもの
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第 1 号アに該当しないもの
- (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(土地の形質の変更時の調査の結果報告命令等)

第 49 条の 4 第 48 条の規定は、条例第 55 条第 3 項の規定による命令について準用する。この場合において、第 48 条中「条例第 54 条第 2 項」とあるのは「条例第 55 条第 3 項」と、「報告を行うべき期限」とあるのは「報告を行うべき期限又は報告の内容を是正すべき期限」と読み替えるものとする。

(調査計画書の届出)

第 50 条 条例第 56 条第 1 項(条例第 57 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、調査計画書届出書(第 16 号様式の 2)によって行わなければならない。

(大規模な土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模)

第 51 条 条例第 57 条第 1 項の規則で定める規模は、3,000 平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 3 条第 1 項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下この条において同じ。)が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあつては、900 平方メートルとする。

(大規模な土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第 51 条の 2 条例第 57 条第 1 項の規定による報告は、特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書(第 16 号様式の 3)によって行わなければならない。

2 条例第 57 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴
- (2) 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況
- (3) その他必要な事項

(土壌汚染等処理基準)

第 52 条 条例第 57 条の 2 第 1 項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第 18 の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「土壌溶出量基準」という。)に該当すること。
- (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第 19 の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「土壌含有量基準」という。)に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第 20 の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「地下水基準」という。)に該当すること。

(自主調査の結果報告)

第 52 条の 2 条例第 57 条の 2 第 1 項の規定による報告は、自主調査結果報告書(第 16 号様式の 4)によって行わなければならない。

(自主調査に係る結果報告命令)

第 52 条の 3 第 48 条の規定は、条例第 57 条の 2 第 2 項の規定による命令について準用する。この場合において、第 48 条中「条例第 54 条第 2 項」とあるのは、「条例第 57 条の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

(自主調査に係る区域の指定の特例)

第 52 条の 4 条例第 58 条第 1 項ただし書、条例第 58 条の 4 第 1 項ただし書及び第 58 条の 8 第 1 項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 条例第 57 条の 2 第 1 項の規定により報告された区域であること。
- (2) 土壌汚染等対策指針に基づく被害防止措置計画書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して 14 日以内に届け出たこと。
- (3) 土壌汚染等対策指針に基づく被害防止措置完了報告書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して 60 日以内に提出したこと。
- (4) 講じられた汚染の除去等の措置が土壌汚染等対策指針に規定する要件を満たしていること。

(措置管理区域の指定に係る基準)

第 53 条 条例第 58 条第 1 項第 2 号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地にあつて

は、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染(地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。)が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(イ) 地下水を水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

(2) 土壌汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

(措置管理区域の指定の告示)

第53条の2 条例第58条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定をする旨(条例第58条第6項において準用する場合にあっては、指定の解除をする旨)

(2) 措置管理区域

(3) 措置管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類(条例第58条第6項において準用する場合にあっては、当該基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類)

(4) 措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置(条例第58条第6項において準用する場合にあっては、講じられた健康被害防止措置等その他の必要な事項)

2 前項第2号の措置管理区域の明示については、次のいずれかによることとする。

(1) 区名、町名及び地番

(2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向

(3) 平面図

(措置管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

第53条の3 条例第58条の2第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所

(2) 措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

(3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(措置管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第53条の4 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋

め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の埋立処分
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の埋立処分
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 10 条第 2 項第 4 号に規定する基準に従って行う同法第 3 条第 6 号に規定する廃棄物の排出
- 2 条例第 58 条の 2 第 1 項ただし書の規定による指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。
- 3 前条の規定は、条例第 58 条の 2 第 1 項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第 3 項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。

(汚染の除去等の措置の指示事項)

第 53 条の 5 条例第 58 条の 2 第 2 項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

(健康被害防止措置等を講ずべき旨の命令)

第 53 条の 6 条例第 58 条の 2 第 4 項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(拡散防止管理区域の指定に係る基準)

第 53 条の 7 条例第 58 条の 4 第 1 項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地が次のアに該当しないこと又は次のイからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点がないこと。

イ 土壌の第二種特定有害物質(土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。ただし、シアン化合物を除く。以下同じ。)による汚染状態が第二溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。)に適合する土地(特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなものを除く。)

ウ 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立

てられている場所を除く。)又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質(土壤汚染対策法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する第一種特定有害物質をいう。)、第三種特定有害物質(同号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。)及び土壤汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)第 1 条第 5 号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものに限る。)

エ 次に掲げる土地であって、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地

(ア) 工業専用地域(都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。)内にある土地

(イ) (ア)に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第 53 条第 1 号アに該当しないと認められるもの

(2) 土壤汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置が講じられていないこと。

(拡散防止管理区域の指定の告示)

第 53 条の 8 条例第 58 条の 4 第 4 項において準用する条例第 58 条第 2 項及び第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、拡散防止管理区域の明示については、第 53 条の 2 第 2 項の規定を準用する。

(1) 指定又は指定の解除をする旨

(2) 拡散防止管理区域

(3) 拡散防止管理区域において土壌の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類

(4) 拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置又は講じられた生活環境保全措置等その他の必要な事項

(拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

第 53 条の 9 条例第 58 条の 5 第 1 項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所

(2) 拡散防止管理区域内において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由

(3) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき期限

2 前項第 1 号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第 1 項第 3 号に掲げる期限は、汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(拡散防止管理区域に係る土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第 53 条の 10 条例第 58 条の 5 第 1 項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。

2 第 53 条の 4 第 1 項ただし書の規定は、前項の行為について準用する。

3 条例第 58 条の 5 第 1 項ただし書の規定による指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。

4 前条の規定は、条例第 58 条の 5 第 1 項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第 3 項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。

(汚染の拡散の防止等の措置の指示事項等)

第 53 条の 11 第 53 条の 5 の規定は、条例第 58 条の 5 第 2 項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第 53 条の 5 中「汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染の拡散の防止等の措置」と読み替えるものとする。

2 第 53 条の 6 の規定は、条例第 58 条の 5 第 4 項の規定による命令について準用する。

(拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出)

第 53 条の 12 条例第 58 条の 7 第 1 項の規定による届出は、拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書(第 17 号様式)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした拡散防止管理区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (5) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さ(土壌汚染対策法施行規則第 4 条第 4 項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。)より 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

3 土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染土壌を明らかにした図面を添付することができる。

第 53 条の 13 条例第 58 条の 7 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う拡散防止管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (6) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について

土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- 2 土壤汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第53条の14 条例第58条の7第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式)によって行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更をしている拡散防止管理区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
 - (4) 土地の形質の変更の着手日
 - (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
 - (6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
 - (8) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 2 第53条の12第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。

(拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第53条の15 第53条の12第2項及び第3項並びに前条第1項(第6号及び第7号を除く。)の規定は、条例第58条の7第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の12中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域の指定の告示)

第53条の16 条例第58条の8第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、形

質変更時届出管理区域の明示については、第 53 条の 2 第 2 項の規定を準用する。

- (1) 指定又は指定の解除をする旨
- (2) 形質変更時届出管理区域
- (3) 形質変更時届出管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類
- (4) 形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあっては、その旨
- (5) 第 53 条の 7 第 1 号ウ又はエに該当するものにあつては、その旨
- (6) 指定の解除の告示の場合にあっては、形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置その他の必要な事項

(形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出)

第 53 条の 17 条例第 58 条の 9 第 1 項の規定による届出は、形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(第 17 号様式の 2)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時届出管理区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (5) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (6) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌(条例第 60 条の 3 第 2 項に規定する自然由来等土壌をいう。以下この節(第 56 条を除く。)において同じ。)を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 当該自然由来等形質変更時届出管理区域が形質変更時届出管理区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
 - イ 当該自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ウ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

3 土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第 53 条の 18 条例第 58 条の 9 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 土地の形質の変更を行う形質変更時届出管理区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の完了予定日
 - (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
 - (6) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (7) 自然由来等形質変更時届出管理区域からは搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地
- 2 土壤汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第 53 条の 19 条例第 58 条の 9 第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(第 17 号様式の 2)によって行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更をしている形質変更時届出管理区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
 - (4) 土地の形質の変更の着手日
 - (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
 - (6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
 - (8) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (9) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地
- 2 第 53 条の 17 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第 53 条の 20 第 53 条の 17 第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項(第 6 号及び第 7 号を除く。)の規定は、条例第 58 条の 9 第 3 項の規定による届出について準用する。この場合において、第 53 条の 17 中「変更をしようとする」とあり、及び前条第 1 項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第 5 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(管理区域等台帳)

第 54 条 管理区域等台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、管理区域又は条例第 58 条第 1 項ただし書、条例第 58 条の 4 第 1 項ただし書若しくは条例第 58 条の 8 第 1 項ただし書の規定の適用を受けた土地(以下「除去済み特例区域」という。)ごとに調製するものとする。

3 市長は、条例第 58 条第 4 項、条例第 58 条の 4 第 2 項又は条例第 58 条の 8 第 2 項の規定により、管理区域の全部又は一部の指定が解除された場合には、当該管理区域の全部又は一部に係る帳簿及び図面を管理区域等台帳から消除し、条例第 58 条第 4 項の規定により同条第 1 項の規定による指定が解除された措置管理区域(以下「指定解除措置管理区域」という。)、条例第 58 条の 4 第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域(以下「指定解除拡散防止管理区域」という。)又は条例第 58 条の 8 第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域(以下「指定解除形質変更時届出管理区域」という。)に係る第 1 項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第 1 項の帳簿及び図面は、措置管理区域、拡散防止管理区域、形質変更時届出管理区域、指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域、指定解除形質変更時届出管理区域又は除去済み特例区域に関するものを区別して保管しなければならない。

5 第 1 項の帳簿の様式は、措置管理区域にあつては第 18 号様式、拡散防止管理区域にあつては第 18 号様式の 2、形質変更時届出管理区域にあつては第 18 号様式の 3、指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域又は指定解除形質変更時届出管理区域にあつては第 18 号様式の 4、除去済み特例区域にあつては第 18 号様式の 5 のとおりとする。

6 第 1 項の図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土壤汚染等調査又は自主調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (2) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面
- (3) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面
- (4) 管理区域の周辺の地図

7 市長は、帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

(管理汚染土壤の搬出時の届出)

第 55 条 条例第 60 条第 1 項の規定による届出は、管理汚染土壤の区域外搬出届出書(第 19 号様式)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 管理汚染土壌の場所を明らかにした管理区域の図面
- (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた管理区域において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶(以下「自動車等」という。)の構造を記した書類
- (5) 運搬の過程において、積替えのために当該管理汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - イ 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌処理業に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号)第 17 条第 1 項に規定する許可証をいう。以下同じ。)の写し
- (7) 管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号アに規定する基準に該当することを証する書類
 - ウ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号イに規定する基準に該当することを証する書類
 - エ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第 60 条の 3 第 2 項に規定する要件に該当することを証する書類
 - オ 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類
- (8) 管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - イ 措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

第 55 条の 2 条例第 60 条第 1 項第 10 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 管理汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日
- (3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (4) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 前条第 2 項第 5 号の場合における当該保管の用に供する施設(以下「保管施設」という。)の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (6) 管理汚染土壌を処理する場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 管理区域の所在地
 - イ 処理の完了予定日
- (7) 管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地
 - イ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- (8) 管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 管理区域の所在地
 - イ 当該土地の形質の変更の完了予定日

(管理汚染土壌の搬出時の変更の届出)

第 55 条の 3 条例第 60 条第 2 項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出変更届出書(第 19 号様式の 2)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、第 55 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第 55 条の 4 条例第 60 条第 3 項の規定による届出は、非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書(第 19 号様式の 3)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 管理汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- (4) 保管施設の構造を記した書類
- (5) 管理汚染土壌の処理を行う場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - イ 管理汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
- (6) 管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させ

る場所を明らかにした図面

- イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号アに規定する基準に該当することを証する書類
 - ウ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号イに規定する基準に該当することを証する書類
 - エ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第 60 条の 3 第 2 項に規定する要件に該当することを証する書類
- (7) 管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
- ア 一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - イ 措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

(管理票の交付)

第 55 条の 5 条例第 60 条の 5 第 1 項の規定による管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第 55 条第 2 項第 3 号又は前条第 2 項第 2 号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。
- (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、1 の自動車等で運搬する管理汚染土壌の運搬先が 2 以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者(処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者)から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項等)

第 55 条の 6 条例第 60 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 当該管理区域の所在地
- (4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬受託者の住所又は所在地及び連絡先
- (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (8) 処理受託者の住所又は所在地及び連絡先
- (9) 当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土

壤汚染対策法第 22 条第 1 項の許可に係る許可番号

(10) 当該委託に係る管理汚染土壌の荷姿

2 管理票の様式は、第 20 号様式のとおりとする。

(運搬受託者の記載事項)

第 55 条の 7 条例第 60 条の 5 第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運搬を担当した者の氏名
- (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
- (3) 管理汚染土壌を引き渡した年月日
- (4) 運搬を行った区間
- (5) 当該委託に係る管理汚染土壌の重量

(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第 55 条の 8 条例第 60 条の 5 第 3 項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から 10 日とする。

(処理受託者の記載事項)

第 55 条の 9 条例第 60 条の 5 第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第 55 条の 10 条例第 60 条の 5 第 4 項の規則で定める期間は、処理を終了した日から 10 日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第 55 条の 11 条例第 60 条の 5 第 5 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第 55 条の 12 条例第 60 条の 5 第 6 項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第 60 条の 5 第 3 項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から 40 日
- (2) 条例第 60 条の 5 第 4 項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から 100 日

(管理汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第 55 条の 13 条例第 60 条の 5 第 6 項の規定による届出は、搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書(第 20 号様式の 2)によって行わなければならない。

(運搬受託者の管理票等の保存期間)

第 55 条の 14 条例第 60 条の 5 第 7 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(処理受託者の管理票の保存期間)

第 55 条の 15 条例第 60 条の 5 第 8 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(準用)

第 55 条の 16 第 55 条の 5 から前条までの規定は、管理汚染土壌を他人に条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 55 条の 5 第 3 号	処理受託者が 当該処理受託者	土壌使用者が 当該土壌使用者
第 55 条の 6 第 1 項第 3 号	当該管理区域の所在地	管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、当該管理区域の所在地
第 55 条の 6 第 1 項第 8 号	処理受託者	土壌使用者
第 55 条の 6 第 1 項第 9 号	当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可に係る許可番号	管理汚染土壌を条例第 60 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、当該搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、当該搬出先の管理区域の所在地
第 55 条の 9 の見出し	処理受託者	土壌使用者
第 55 条の 9 第 1 号	委託	土地の形質の変更
第 55 条の 9 第 2 号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第 55 条の 9 第 3 号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第 55 条の 9 第 4 号	処理	土地の形質の変更
第 55 条の 10 の見出し	処理受託者	土壌使用者
第 55 条の 10	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第 55 条の 13 の見出し	処理	土地の形質の変更
第 55 条の 15	処理受託者	土壌使用者

の見出し		
------	--	--

(汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項)

第 56 条 条例第 60 条の 7 第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌のに含まれる特定有害物質による汚染状態
- (5) 汚染土壌の処理の方法
- (6) 自然由来等土壌利用施設(汚染土壌処理業に関する省令第 1 条第 5 号に規定する自然由来等土壌利用施設をいう。以下同じ。)のうち自然由来等土壌構造物利用施設(同号イに規定する自然由来等土壌構造物利用施設をいう。以下同じ。)にあっては、土木構造物の種類
- (7) 汚染土壌の保管設備を設ける場合にあっては、当該保管設備の場所及び容量
- (8) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要
- (9) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置
- (10) 汚染土壌処理施設の構造の詳細
- (11) 埋立処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第 1 条第 3 号に規定する埋立処理施設をいう。以下同じ。)又は自然由来等土壌利用施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況
- (12) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法
- (13) 汚染土壌の処理工程
- (14) 浄化等処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第 1 条第 1 号に規定する浄化等処理施設をいう。以下同じ。)、セメント製造施設(同条第 2 号に規定するセメント製造施設をいう。以下同じ。)、埋立処理施設又は分別等処理施設(同条第 4 号に規定する分別等処理施設をいう。以下同じ。)にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水(以下この条において「排出水」という。)及び排出水に係る用水の系統
- (15) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水及び排出水に係る用水の系統
- (16) 排水口(汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域に排出水を排出し、又は下水道(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 4 号に規定する流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)をいう。)に排除される水を排出する場所をいう。)における排出水の水質の測定方法
- (17) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水(埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は免許若しくは同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設(汚染土壌処理業に関する省令第 1 条第 5 号ロに規定する自然由来等土壌海面埋立施設をいう。)にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水)の水質の測定方法
- (18) 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出を防止する方法
- (19) 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあって

- は、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法
- (20) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌(土壌汚染対策法第18条第2項に規定する自然由来等土壌をいう。以下この条において同じ。)に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法
- (21) 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口(これらの施設において生ずる大気有害物質(汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第28号に規定する大気有害物質をいう。以下同じ。)を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。)から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法
- (22) 自然由来等土壌利用施設にあっては、自然由来等土壌からの異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等(汚染土壌処理業に関する省令第1条第5号イに規定する盛土材等をいう。)若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壌と当該自然由来等土壌以外の土壌(土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合するもの又は自然由来等土壌に限る。)との混合(以下「土質改良」という。)を行う場合にあっては、土質改良の方法及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果

第6節 地下水の採取に関する規制等

(揚水規制区域)

第57条 条例第62条第1項の規則で定める地域は、名古屋市の全域とする。

(揚水設備)

第58条 条例第63条第1項の規則で定める設備は、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が6平方センチメートルを超える設備とする。ただし、次に掲げる設備を除く。

- (1) 家事の用に供する設備
- (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項に規定する指定地域内の設備で工業(同法第2条第2項に規定する工業をいう。)の用に供するもの
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項に規定する指定地域内の設備で建築物用地下水(同法第2条第1項に規定する建築物用地下水をいう。)に係るもの
- (4) 河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内の設備

(揚水規制基準)

第59条 条例第63条第2項の規則で定める揚水規制基準は、別表第21に掲げるとおりとする。

(地下水の採取の許可の申請)

第60条 条例第64条第2項の規定による申請は、地下水採取許可申請書(第21号様式)によって行わなければならない。

(許可等の通知)

第 61 条 市長は、条例第 64 条第 2 項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る揚水設備が特殊であることその他の特別の理由により 30 日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

(申請書の添付書類)

第 62 条 条例第 64 条第 3 項(条例第 65 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該揚水設備を設置する工場等における揚水設備の設置の場所を示す図面
- (2) 揚水設備の構造概要図
- (3) 当該揚水設備を設置する工場等における主要配管系統図
- (4) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水等利用系統図(地下水の使用に係る作業の系統概要及びその作業の系統ごとに使用する地下水、地下水以外の水又は循環使用地下水の量を説明するものをいう。)
- (5) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水循環使用施設及び地下水還元施設の内容を説明する書類
- (6) 工場等の事業内容等(主要燃料に係る事項を除く。)
- (7) 当該揚水設備を設置する工場等の付近の見取図
- (8) 条例第 64 条第 5 項の規定の適用を受けようとするときは、他の水源をもってその地下水に替えることが著しく困難であることを説明する書類

(例外許可に係る用途)

第 63 条 条例第 64 条第 5 項(条例第 66 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める用途は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災その他保安の用途
- (2) 次に掲げる設備又は施設の用途
 - ア 水洗便所
 - イ 公衆浴場
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場
 - エ 学校教育法第 1 条に規定する学校、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他市長が定める施設
- (3) 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業、同条第 3 項に規定する簡易水道事業又は同条第 6 項に規定する専用水道の用途
- (4) 前 3 号に掲げる用途のほか、市長がやむを得ないものとして認めた用途

(経過措置の届出)

第 64 条 条例第 65 条第 1 項の規定による届出は、地下水採取届出書(第 22 号様式)によって行わなければならない。

第 65 条 削除

(構造等の変更の許可の申請)

第 66 条 条例第 66 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、揚水設備変更許可申請書(第 23 号様式)を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第 67 条 条例第 67 条の規定による届出は、氏名等変更届出書(第 5 号様式)又は廃止届出書(第 6 号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第 68 条 条例第 68 条の規定により準用する条例第 20 条第 3 項の規定による届出は、承継届出書(第 7 号様式)によって行わなければならない。

(揚水設備に係る揚水量等の測定及び報告)

第 69 条 条例第 71 条第 1 項の規則で定める揚水設備は、揚水機の吐出口の断面積(2 以上の揚水設備を設置しているものにあつては、その断面積の合計)が 19 平方センチメートルを超える設備とする。

2 条例第 71 条第 1 項に規定する水量測定器は、次に掲げる水量測定器のうち、揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ、地下水の揚水量を最も正確に測定できるものとする。

- (1) 接線流羽根車式水道メーター
- (2) 軸流羽根車式水道メーター
- (3) 円板型水道メーター
- (4) ロータリーピストン型水道メーター
- (5) ピストン型水道メーター
- (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
- (7) ローター型水道メーター
- (8) 複合型水道メーター
- (9) 副管付水道メーター
- (10) 前各号に掲げるものと同様以上の能力を有すると市長が認めた水量測定器

3 条例第 71 条第 1 項の規定による報告は、水量測定器設置報告書(第 24 号様式)によって行わなければならない。

4 条例第 71 条第 2 項の規則で定める揚水設備は、すべての揚水設備とする。

5 条例第 71 条第 2 項の規定による揚水量及び地下水位の測定の結果は、揚水量等測定記録表(第 25 号様式)により記録し、これを 3 年間保管しておかななければならない。

6 条例第 71 条第 2 項の規定による報告は、毎年 4 月 1 日から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告書(第 26 号様式)によって行わなければならない。

(井戸設備の設置の届出)

第 70 条 条例第 72 条第 1 項の規定による届出は、井戸設備設置届出書(第 27 号様式)によって行わなければならない。

2 条例第 72 条第 2 項の規則で定める書類は、井戸設備の設置の場所を示す図面及び井戸設備の構造概要図とする。

(構造等の変更の届出)

第 71 条 条例第 73 条の規定による届出は、井戸設備変更届出書(第 28 号様式)によって行

わなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第 72 条 条例第 74 条の規定による届出は、氏名等変更届出書(第 5 号様式)又は廃止届出書(第 6 号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第 73 条 条例第 75 条の規定により準用する条例第 68 条の規定により準用する条例第 20 条第 3 項の規定による届出は、承継届出書(第 7 号様式)によって行わなければならない。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告)

第 73 条の 2 条例第 75 条の 2 の規定による揚水量及び地下水位の測定の結果は、揚水量等測定記録表(第 25 号様式)により記録し、これを 3 年間保管しておかなければならない。

2 条例第 75 条の 2 の規定による報告は、毎年 4 月 1 日から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告書(第 26 号様式)によって行わなければならない。

(地下掘削工事の届出)

第 74 条 条例第 80 条第 1 項の規則で定める掘削工事は、揚水機の吐出口の断面積が 78 平方センチメートルを超える設備を用いて、ゆう出水を排出する工事とする。

2 条例第 80 条第 1 項の規定による届出は、工事の開始の日の 7 日前までに、地下掘削工事施工届出書(第 29 号様式)によって行わなければならない。

3 条例第 80 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下掘削工事の名称又は件名
- (2) 予想されるゆう出水の量及びその処理方法

4 条例第 80 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下掘削工事の場所を示す図面
- (2) 地下掘削工事の場所の付近の見取図
- (3) ゆう出水量計算書
- (4) ゆう出水の処理方法を示す図面
- (5) 地下掘削工事の工程表

(地下水ゆう出量等の報告)

第 75 条 条例第 81 条の規定による報告は、地下掘削工事の期間中、毎月 5 日までに、前月分(前々月の 21 日から前月の 20 日までの分をいう。)について、地下水ゆう出量等報告書(第 30 号様式)によって行わなければならない。

2 条例第 81 条の規則で定める事項は、地下水のゆう出量とする。

第 3 章 廃棄物等の焼却の制限

(規則で定める廃棄物焼却炉)

第 76 条 条例第 83 条第 1 項の規則で定める廃棄物焼却炉は、次に掲げる構造に係る要件

のすべてを満たす廃棄物焼却炉とする。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下この条において「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物等を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(焼却禁止の例外となる廃棄物等の焼却)

第 77 条 条例第 83 条第 1 項ただし書の規則で定める焼却は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物等の焼却
- (2) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物等(廃プラスチック類、ゴム、廃油及び皮革を除く。次号及び第 4 号において同じ。)の焼却
- (3) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物等の焼却
- (4) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物等の焼却であって軽微なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないものと認める廃棄物等の焼却

第 4 章 環境への負荷の低減に係る措置

第 1 節 建築物に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の規模)

第 78 条 条例第 93 条第 1 項の規則で定める規模は、床面積(増築の場合にあつては増築部分の床面積)の合計が、2,000 平方メートルとする。

(建築物環境計画書の届出)

第 79 条 条例第 93 条第 1 項の規定による届出は、工事に着手する予定の日の 21 日前までに、建築物環境計画書届出書(第 31 号様式)によって行わなければならない。

2 条例第 93 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資源の適正な利用のための措置
- (2) 建築物の敷地外環境の保全のための措置
- (3) 建築物の環境への負荷の程度を評価するために必要な建築物の性能に関する事項

(建築物環境計画書の公表)

第 80 条 条例第 93 条第 2 項の規則で定める特定建築物は、すべての特定建築物とする。

2 条例第 93 条第 2 項(条例第 94 条第 2 項及び第 95 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 住宅都市局内での閲覧
- (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

(建築物環境計画書の変更の届出)

第 81 条 条例第 94 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境計画書変更届出書(第 32 号様式)によって行わなければならない。

(工事完了の届出)

第 82 条 条例第 95 条第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から 15 日以内に、特定建築物工事完了届出書(第 33 号様式)によって行わなければならない。

第 2 節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等)

第 83 条 条例第 98 条第 1 項の規則で定める工場等は、年度において使用した燃料の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量を含む。)並びに年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和 54 年通商産業省令第 74 号)第 4 条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が 800 キロリットル以上である工場等とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第 84 条 条例第 98 条第 1 項に規定する地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として 3 年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

2 条例第 98 条第 1 項の規定による届出は、前項に規定する計画期間の初年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書(第 34 号様式)によって行わなければならない。

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第 85 条 条例第 100 条第 1 項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第 2 項の規定により公表する地球温暖化対策の実施の状況の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の状況

(2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第 100 条第 1 項及び第 2 項の規定による公表は、地球温暖化対策事業者の工場等における備置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により行うものとする。

3 条例第 100 条第 1 項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策計画書を提出した日から同計画書の計画期間の終了日までとする。

4 条例第 100 条第 2 項の規定による地球温暖化対策の実施の状況の報告は、毎年度 7 月末日までに、前年度分について、地球温暖化対策実施状況報告書(第 35 号様式)によって行わなければならない。

5 条例第 100 条第 2 項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策実施状況報告書を提出

した日から 90 日間とする。

- 6 条例第 100 条第 3 項の規定により公表する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 7 条例第 100 条第 3 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 環境局内での閲覧
 - (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

第 3 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(組織)

第 86 条 名古屋市自動車公害対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の役員若しくは職員又は学識経験者等のうちから市長が委嘱する者
- (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

(任期)

第 87 条 前条第 1 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 88 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 89 条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第 90 条 協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付議された事項について協議する。

3 専門部会は、部会長及び専門委員で組織する。

4 部会長は、協議会の会長が指名する。

5 専門委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 協議会の委員又は幹事のうちから会長が指名する者
- (2) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員又は学識経験者のうちから市長が委嘱する者
- (3) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

6 第 88 条第 3 項及び第 4 項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第 88 条第 4 項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名する専門委

員」と読み替えるものとする。

7 部会長は、必要の都度、専門部会における協議の経過及び結果を協議会に報告する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第 91 条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる者とする。

(1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

3 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(幹事会)

第 92 条 幹事会は、幹事をもって構成し、協議会の協議事項を整理する。

2 会長の指名する幹事は、幹事会を招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第 93 条 協議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 94 条 第 86 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

(排出ガス)

第 95 条 条例第 108 条第 2 項の規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一酸化炭素

(2) 炭化水素

(3) 鉛化合物

(4) 窒素酸化物

(5) 粒子状物質

(6) 二酸化炭素

(7) 黒煙

(アイドリング・ストップの特例)

第 96 条 条例第 110 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 7 条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定により自動車を停車する場合

(2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合

(3) 人を乗せ、又は降ろすために自動車を停車する場合

(4) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合

(5) 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 13 条第 1 項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

(駐車場の規模)

第 97 条 条例第 112 条の規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートルとする。

(自動車環境情報の説明等を要する新車)

第 98 条 条例第 114 条の規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)及び被けん引自動車を除いたものとする。

(自動車環境情報)

第 99 条 条例第 114 条の規則で定める項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量

ア 一酸化炭素

イ 炭化水素

ウ 窒素酸化物

エ 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車である場合に限る。カにおいて同じ。)

オ 二酸化炭素(専ら乗用の用又は人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車(乗車定員が 10 人以下のものに限る。)、貨物の運送の用に供する小型自動車並びに軽自動車である場合に限る。第 5 号において同じ。)

カ 黒煙

(2) その他自動車の運行に伴い発生する次に掲げる物質の量

ア 非メタン炭化水素の排出量(天然ガスを燃料とする自動車である場合に限る。)

イ ホルムアルデヒドの排出量(メタノールを燃料とする自動車である場合に限る。)

(3) 加速走行騒音(自動車騒音の大きさの許容限度(昭和 50 年環境庁告示第 53 号)における加速走行騒音をいう。)の大きさ

(4) 燃料の種別

(5) 燃料消費率

(6) エアコンの冷媒の種類及びその使用量

第 5 章 雑則

(調査の請求)

第 100 条 条例第 123 条第 1 項の規定による調査の請求は、調査請求書(第 36 号様式)を区長を経由して提出することによって行わなければならない。

(調査を行わない場合)

第 101 条 条例第 123 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法律又は条例の規定に基づき、工場等の設置者等に調査が義務づけられている事項に係る調査を求めるものであるとき。

(2) 過去の調査又は近隣若しくは類似の調査の結果をもって、請求に係る調査に代えることが合理的と認められるとき。

(3) その他請求に係る調査を行わないことについて、合理的かつ正当な理由があると認められるとき。

(規制措置の申立て)

第 102 条 条例第 124 条第 1 項の規定による規制措置の申立ては、規制措置申立書(第 37 号様式)を区長を経由して提出することによって行わなければならない。

(身分証明書)

第 103 条 条例第 127 条第 3 項に規定する身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和 3 年環境省令第 2 号)別記様式のとおりとする。

(提出書類の部数)

第 104 条 条例の規定により提出する申請書、届出書又は報告書その他の書類には、その写し 1 通を添付しなければならない。

(提出書類の省略)

第 105 条 市長は、条例又はこの規則に基づき事業者等が提出すべき書類について、法律又は他の条例に基づいて既に提出されている書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、条例又はこの規則に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章第 4 節並びに第 4 章第 1 節及び第 2 節の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上の圧縮機(空気圧縮機を除く。)を工場等(当該施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。)に設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、平成 16 年 3 月 31 日までに、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第 8 号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項に規定する者にあつては、平成 16 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」という。)別表第 9 の規定は適用しない。

4 この規則による改正前の名古屋市公害防止条例施行細則(以下「旧規則」という。)別表第 5 備考第 3 号又は第 4 号に掲げる揚水設備に係る揚水規制基準の適用については、なお従前の例による。

5 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年愛知県規則第 87 号)による改正前の愛知県公害防止条例施行規則(昭和 46 年愛知県規則第 75 号。以下「旧県規則」という。)附則第 14 項又は第 15 項に規定する揚水設備(前項に規定する揚水設備を除く。)に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に新規則第 69 条第 4 項の規定により新たに揚水量及び地下水位

を測定しなければならないこととなる揚水設備により地下水を採取している者にあつては、平成 16 年 3 月 31 日までの間は、同条第 5 項の規定は適用しない。

- 7 条例附則第 5 条第 1 項の規定による届出は、井戸設備設置届出書(第 27 号様式)によって行わなければならない。
- 8 条例附則第 6 条第 1 項の規定による届出は、地下掘削工事施工届出書(第 29 号様式)によって行わなければならない。
- 9 平成 16 年 4 月 1 日に現に存する工場等に係る第 83 条の規定の適用については、同条中「年度」とあるのは、「平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで」とする。
- 10 この規則施行の際現に旧規則又は旧県規則に基づいて作成されている用紙で残量のあつるものについては、新規規則の規定にかかわらず、当分の間、新規規則の様式を満たすよう修正して使用することができる。

(特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例)

- 11 平成 21 年度において把握すべき条例第 48 条第 1 項に規定する特定化学物質の取扱量(以下この項において「取扱量」という。)及び平成 22 年度において届け出るべき取扱量並びに平成 21 年度において作成し、又は変更すべき条例第 49 条第 1 項に規定する特定化学物質等適正管理書については、第 2 条及び第 43 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、第 2 条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 356 号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(以下「旧令」という。)別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とし、第 43 条第 1 項第 1 号に規定する条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、旧令第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者とする。
- 12 令和 5 年度において届け出るべき条例第 48 条第 2 項に規定する特定化学物質の取扱量については、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和 3 年政令第 288 号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とする。

附 則(平成 17 年規則第 158 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 180 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 115 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告に関する経過措置)

2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」という。)第 73 条の 2 第 2 項の規定は、施行日以後に井戸設備により地下水を採取している者について適用する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過措置)

3 新規則第 84 条及び第 85 条第 4 項の規定は、平成 24 年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用する。

附 則(平成 25 年規則第 15 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 41 条、別表第 3 備考及び別表第 6 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 90 号)

この規則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 備考の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成 29 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 29 年規則第 22 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の規定は、施行日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)第 57 条の 2 に規定する土壤汚染等調査及び自主調

査(以下「土壌汚染等調査等」という。)について適用し、施行日前に着手した土壌汚染等調査等については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年規則第 54 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規則第 24 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第 51 条ただし書の規定は、施行日から起算して 30 日を経過する日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)第 55 条第 1 項に規定する土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)について適用し、施行日から起算して 30 日を経過する日前に着手した土地の形質の変更については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年規則第 11 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規則第 123 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 45 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則別表第 18 から別表第 20 までの規定は、施行日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 57 条の 2 に規定する土壤汚染等調査及び自主調査並びに条例第 60 条第 1 項に規定する土壤汚染等対策指針で定める方法による調査（以下「土壤汚染等調査等」という。）について適用し、施行日前に着手した土壤汚染等調査等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に条例第 58 条の 2 第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置及び条例第 58 条の 5 第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の拡散の防止等の措置については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年規則第 78 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 50 条の改正規定、第 52 条及び第 52 条の 2 の改正規定並びに同条の次に 2 条を加える改正規定（第 52 条の 3 に係る部分に限る。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第 53 条の 12、第 53 条の 13、第 53 条の 17 及び第 53 条の 18 の規定並びに第 17 号様式及び第 17 号様式の 2 は、施行日から起算して 14 日を経過する日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）第 55 条第 1 項に規定する土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）について適用し、施行日から起算して 14 日を経過する日前に着手した土地の形質の変更については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年規則第 19 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 113 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第 12 号様式は、令和 6 年度以降における市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）第 48 条第 2 項の規定による届出について適用し、令和 5 年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 13 号様式は、令和 6 年度以降における新規則第 45 条第 1 項の規定による請求

について適用し、令和 5 年度における同項の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年規則第 125 号）

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条関係） 窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が8平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり5トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（16の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（16の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（16の項及び22の項から24の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.25平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉（25の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が0.8平方メートル以上であるか、
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。

10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が0.8平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が80キロボルトアンペア以上であること。
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（24の項に掲げるものを除く。）	
12	乾燥炉（16の項及び21の項に掲げるものを除く。）	
13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が600キロボルトアンペア以上であること。
14	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり150キログラム以上であること。
15	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル以上であること。
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.3トン以上であるか、火格子面積が0.3平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.15平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であること。
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.05立方メートル以上であること。
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり2リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり30キログラム以上であること。
20	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時

	肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶解炉	間当たり 50 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 150 キロボルトアンペア以上であること。
21	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であるか、火格子面積が 0.8 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上であること。
22	鉛の第 2 次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
23	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 2 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 10 キロボルトアンペア以上であること。
24	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.08 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 2 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 10 キロボルトアンペア以上であること。
25	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
26	硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。
27	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。
28	ガスタービン（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
29	ディーゼル機関（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
30	ガスエンジン（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であること。
31	溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。

別表第2（第7条関係） 燃料の量の重油の量への換算

1	重油	1 リットル	1 リットル
2	原油又は軽油		0.95 リットル
3	灯油又はナフサ		0.90 リットル
4	石炭	1 キログラム	0.65 リットル
5	コークス		0.75 リットル
6	木材		0.40 リットル
7	液化天然ガス		1.30 リットル
8	液化石油ガス		1.20 リットル
9	都市ガス	1 立方メートル(温度0度、圧力1気圧の状態に換算したもの)	1.066 リットル
10	その他の燃料	1 リットル(固体燃料にあつては1キログラム、気体燃料にあつては温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル)	当該燃料の量1リットル(固体燃料にあつては1キログラム、気体燃料にあつては温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル)当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油(重油1リットル当たりの総発熱量は38,930.265キロジュールとする。)の量(リットル)
備考 都市ガスとは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者（同条第1項に規定する特定ガス発生施設においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。）及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者（同条第5項に規定する最終保障供給を行う者に限る。）により供給されるガスをいう。			

別表第3（第7条関係） 原料の量の重油の量への換算

1	別表第1の3の項に掲げる ^{ばい} 焙焼炉又は焼結炉において用いられる原料	1キログラム	当該原料の量1キログラムの処理に伴い平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油（重油1リットルの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を1.97グラムとする。）の量（リットル）
2	別表第1の4の項に掲げる転炉又は平炉において用いられる原料		
3	別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料		
4	別表第1の13の項に掲げる電気炉において用いられる原料		
5	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる焼却物	都市ゴミ	0.56リットル
		下水汚泥	0.25リットル
		一般廃棄物（都市ゴミを除く。）	0.94リットル
		産業廃棄物（都市ゴミ及び下水汚泥を除く。）	当該原料の量1キログラムの処理に伴い平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油（重油1リットルの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を1.97グラムとする。）の量（リットル）
6	別表第1の16の項に掲げる ^{ばい} 焙焼炉、焼結炉又は転炉において用いられる原料		
7	別表第1の19の項に掲げる塩化水素反応施設又は塩化水素吸収施設において用いられる原料		
8	別表第1の26の項に掲げる吸収施設、漂白施設又は濃縮施設において用いられる原料		
9	その他の窒素酸化物排出施設（主たる熱源が電気であるものに限る。）において用いられる原料		
備考			
<p>1 都市ゴミとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2項第1項及び第11条第2項の規定に基づき処分される廃棄物をいう。以下別表第5附表において同じ。</p> <p>2 下水汚泥とは、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、下水の処理に伴い生ずる汚泥をいう。以下別表第5附表において同じ。</p>			

別表第 4 (第 7 条関係) 窒素酸化物の排出特性を勘案した燃料又は原料の量の重油の量への
換算係数

1	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち石炭 (水又は油との混合物を含む。) を燃焼させるもの	3.3
2	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち C 重油を燃焼させるもの	1.9
3	別表第 1 の 3 の項に掲げる煨 ^か 焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	3.0
4	別表第 1 の 10 の項に掲げる焼成炉のうち石炭焼成炉	3.5
5	別表第 1 の 10 の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4.0
6	別表第 1 の 10 の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.6
7	別表第 1 の 10 の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもの	3.0
8	別表第 1 の 27 の項に掲げるコークス炉のうちオットー型のもの	3.0
9	別表第 1 の 28 の項に掲げるガスタービン	3.0
10	別表第 1 の 29 の項に掲げるディーゼル機関	25.0
11	別表第 1 の 30 の項に掲げるガスエンジン	30.0
12	前各項に掲げるもの以外のもの	1.0

別表第5（第8条関係） 大気規制基準

$$Q = a \{ \sum (C_1 \cdot F_1) + \sum (C_2 \cdot F_2) \}^b$$

備考

この表の式において、Q、F₁、F₂、C₁、C₂、a及びbは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量(単位 窒素酸化物をすべて二酸化窒素に換算したグラム毎時)

F₁ 大気規制工場に平成元年9月30日現に設置されている窒素酸化物排出施設(休止しているもの及び予備となっているものを除き、平成元年9月30日以前に設置の工事が着手されていたものを含む。以下C₁の項において同じ。)を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油の量へ換算したもの(単位 リットル毎時)。この場合において、燃料及び原料の量の重油の量への換算の方法は、別表第2又は別表第3の第2欄に掲げる燃料又は原料の種類ごとにそれぞれ該当する表の第3欄に掲げる量を該当する表の第4欄に掲げる重油の量に換算するものとする。

F₂ 大気規制工場に平成元年10月1日以後に新たに設置される窒素酸化物排出施設(休止しているもの、予備となっているもの及び平成元年9月30日以前に設置の工事が着手されていたものを除く。以下C₂の項において同じ。)を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油の量へ換算したもの(単位 リットル毎時)。この場合において、燃料及び原料の量の重油の量への換算の方法は、前項と同様とする。

C₁ 大気規制工場に平成元年9月30日現に設置されている窒素酸化物排出施設の種類によるこの表の附表の第2欄に掲げる区分により、同表の第3欄に掲げる値

C₂ 大気規制工場に平成元年10月1日以後に新たに設置される窒素酸化物排出施設の種類によるこの表の附表の第2欄に掲げる区分により、同表の第4欄に掲げる値

a 3.705

b 0.94

附表

1	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちF ₁ 又はF ₂ が4,000以上のもの	0.70	0.60
2	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち気体燃料(液化石油ガスを除く。)を専焼させるもの(前項に掲げるものを除く。)	0.90	0.80
3	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちC重油を燃焼させるもの(1の項に掲げるものを除く。)	1.30	1.10
4	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち固体燃料(石炭に水又は油を加えた混合物を含む。)を燃焼させるもの(1の項に掲げるものを除く。)	1.60	1.30
5	別表第1の1の項に掲げるボイラー(前各項に掲げるものを除く。)	1.00	0.85
6	別表第1の2の項に掲げるガス発生炉及び加熱炉	0.40	0.35
7	別表第1の3の項に掲げる ^{ばい} 焙焼炉	0.90	0.85
8	別表第1の3の項に掲げる焼結炉	0.95	0.90

9	別表第1の3の項に掲げる煨 ^か 焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	2.10	1.50
10	別表第1の3の項に掲げる煨 ^か 焼炉（前項に掲げるものを除く。）	0.70	0.60
11	別表第1の4の項に掲げる溶鋳炉	1.00	0.85
12	別表第1の4の項に掲げる転炉及び平炉	0.85	0.80
13	別表第1の5の項に掲げる溶解炉のうちキュポラ	0.60	0.55
14	別表第1の5の項に掲げる溶解炉（前項に掲げるものを除く。）	0.90	0.85
15	別表第1の6の項に掲げる加熱炉のうち金属の圧延の用に供するもの	1.40	1.25
16	別表第1の6の項に掲げる加熱炉（前項に掲げるものを除く。）	1.00	0.90
17	別表第1の7の項に掲げる加熱炉	1.30	1.15
18	別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔	0.85	0.75
19	別表第1の9の項に掲げる燃焼炉	0.20	0.15
20	別表第1の10の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉	3.50	2.50
21	別表第1の10の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	2.90	2.05
22	別表第1の10の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.60	2.05
23	別表第1の10の項に掲げる焼成炉（前3項に掲げるものを除く。）	1.40	1.25
24	別表第1の10の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維の製造の用に供するもの	4.60	3.20
25	別表第1の10の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもの（前項に掲げるものを除く。）	2.10	1.50
26	別表第1の10の項に掲げる溶融炉（前2項に掲げるものを除く。）	1.20	1.00
27	別表第1の11の項に掲げる反応炉及び直火炉	1.00	0.85
28	別表第1の12の項に掲げる乾燥炉	1.10	1.00
29	別表第1の13の項に掲げる電気炉	0.95	0.90
30	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40
31	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち昭和54年1月31日以前に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.95	—
32	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち昭和54年2月1日以後に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.60	0.50
33	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち一般廃棄物を焼却するもの（30の項から32の項までに掲げるものを除く。）	1.00	0.95
34	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉（30の項から33の項までに掲げるものを除く。）	0.90	0.85
35	別表第1の15の項に掲げる付着油の処理施設	1.00	0.85

36	別表第1の16の項に掲げる ^{ばい} 焙焼炉、焼結炉、溶鋇炉及び転炉	0.85	0.80
37	別表第1の16の項に掲げる溶解炉及び乾燥炉	1.00	0.80
38	別表第1の17の項に掲げる乾燥施設	1.00	0.80
39	別表第1の18の項に掲げる反応炉	1.00	0.80
40	別表第1の19の項に掲げる塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	1.00	0.90
41	別表第1の20の項に掲げる焼成炉	1.30	1.05
42	別表第1の20の項に掲げる溶解炉	1.00	0.80
43	別表第1の21の項に掲げる乾燥炉	1.00	0.80
44	別表第1の21の項に掲げる焼成炉	1.30	1.05
45	別表第1の22の項に掲げる溶解炉	1.00	0.80
46	別表第1の23の項に掲げる溶解炉	1.00	0.80
47	別表第1の24の項に掲げる溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	1.00	0.80
48	別表第1の25の項に掲げる熱処理施設	1.00	0.80
49	別表第1の26の項に掲げる吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	1.00	0.90
50	別表第1の27の項に掲げるコークス炉のうちオートー型のもの	3.00	2.40
51	別表第1の27の項に掲げるコークス炉（前項に掲げるものを除く。）	1.40	1.20
52	別表第1の28の項に掲げるガスタービンのうち定格出力が1,000キロワット以上のもの	2.10	1.00
53	別表第1の28の項に掲げるガスタービンのうち定格出力が1,000キロワット未満のもの	2.10	1.30
54	別表第1の29の項に掲げるディーゼル機関のうち定格出力が500キロワット以上のもの	10.5	3.00
55	別表第1の29の項に掲げるディーゼル機関のうち定格出力が500キロワット未満のもの	13.4	3.60
56	別表第1の30の項に掲げるガスエンジンのうち定格出力が120キロワット以上のもの	3.00	1.40
57	別表第1の30の項に掲げるガスエンジンのうち定格出力が120キロワット未満のもの	4.50	2.10
58	別表第1の31の項に掲げる加熱炉	1.10	0.90
備考			
<p>1 この附表の第3欄及び第4欄に掲げる数値にかかわらず、主たる熱源が電気であるものにあつては、第3欄の値は1.00と、第4欄の値は0.95とする。</p> <p>2 この附表の第4欄に掲げる数値にかかわらず、54の項から57の項までに掲げる施設のうち平成元年10月1日から平成3年3月31日までの間に設置されたものにあつては、54の項にあつては3.70、55の項にあつては6.80、56の項にあつては2.20、57の項にあつては3.70とする。</p>			

別表第6（第19条第2項関係） 大気汚染物質の測定頻度及び方法

窒素酸化物排出 施設の区分	測定 頻度	測 定 方 法				
		窒素酸化物濃度	残存酸素濃度	温 度	排出ガス量	
1	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの湿り排出ガスの最大量をいう。以下この表において同じ。）が毎時20,000立方メートル以上の窒素酸化物排出施設（第4の項に掲げる施設を除く。）	常時	日本産業規格B7982の項に定める自動計測器を使用して、日本産業規格K0104の項に定める方法のうち、連続分析法による。ただし、1年に2回以上、フェノールジスルホン酸法と同時の測定を行い、計測器の指示値の確認を行うこととする。	日本産業規格B7983の項に定める自動計測器を使用して測定する。ただし、1年に2回以上、オルザットガス分析法と同時の測定を行い、計測器の指示値の確認を行うこととする。	日本産業規格Z8808の項に定める方法又はこれと同等の測定値が得られる温度測定法による。	日本産業規格Z8808の項に定める方法又はこれと同等の測定値が得られる排出ガス量測定方法による。ただし、排出ガスを燃料の燃焼計算により算定できると認められる施設にあつては、日本産業規格Z8762-1の項からZ8762-4の項までに定める方法又は計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ(3)から(6)までに規定する積算体積計により燃料使用量を測定することにより、排出ガス量の測定とみなすことができる。
2	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時20,000立方メートル未満の窒素酸化物排出施設（次項及び第4の項に掲げる施設を除く。）	年に2回以上	日本産業規格K0104の項に定める方法による。	オルザットガス分析法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析法による。	日本産業規格Z8808の項に定める方法による。	日本産業規格Z8808の項に定める方法による。

3	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時20,000立方メートル未満であり、1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上の窒素酸化物排出施設	年に1回以上				
4	燃料電池用改質器	5年に1回以上				

別表第7（第23条関係） 騒音発生施設

1 金属加工機械

- (1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- (4) 液圧プレス
- (5) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
- (6) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーミングマシン
- (9) ブラスト
- (10) タンブラー
- (11) 研磨機（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- (12) 目立機（原動機を用いるものに限る。）
- (13) 平削盤（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (14) 高速切断機

2 圧縮機（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1第2号の一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）及び冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
- (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

7 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (5) 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (6) かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
- 12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（最高出力が 37.3 キロワット以上のものに限る。）
- 13 送風機及び排風機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- 14 走行クレーン
 - (1) 門型走行クレーン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
 - (2) 天井走行クレーン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 15 洗びん機（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 16 真空ポンプ（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

別表第 8（第 24 条関係） 振動発生施設

- 1 金属加工機械
 - (1) 液圧プレス
 - (2) 機械プレス
 - (3) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
 - (4) 鍛造機
 - (5) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）別表第 1 第 2 号の一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）及び冷凍機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (1) ドラムバーカー
 - (2) チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
- 11 穀物用製粉機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（最高出力が 37.3 キロワット以上のものに限る。）

る。)

13 送風機及び排風機 (原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)

別表第9（第25条関係） 騒音の規制基準

1

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前6時から午前8時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌 日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	70 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

- 前項の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、1の項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（前項の規定の適用を受ける区域を除く。）。

備考

- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう（別表第10、別表第14の付表、別表第16及び別表第17において同じ。）。
- デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう（別表第14の1の項及び別表第15から別表第17までにおいて同じ。）。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いること

とする（別表第 14 及び別表第 17 において同じ。）。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする（別表第 14 及び別表第 17 において同じ。）。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 10（第 25 条関係） 振動の規制基準

1

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル
その他の地域	65 デシベル	60 デシベル

- 2 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、前項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、1の項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（前項の規定の適用を受ける区域を除く。）。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう（別表第14の2の項において同じ。）。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする（別表第14において同じ。）。
- 3 振動の測定方法は、次のとおりとする（別表第14において同じ。）。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合

は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補 正 値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル 5 デシベル	2 デシベル
6 デシベル 7 デシベル 8 デシベル 9 デシベル	1 デシベル

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする（別表第 14 において同じ。）。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 11 (第 33 条関係) 小規模騒音発生施設等

- 1 圧縮機及び冷凍機 (原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 3.75 キロワット未満のものに限る。)
- 2 送風機及び排風機 (原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 3.75 キロワット未満のものに限る。)

別表第 12 (第 34 条関係) 騒音特定建設作業

- 1 くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
- 7 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
- 8 コンクリートカッターを使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 9 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械 (これらに類する機械にあつては原動機として最高出力 74.6 キロワット以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。) を用いる作業
- 10 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

別表第 13 (第 34 条関係) 振動特定建設作業

- 1 くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

別表第 14 (第 36 条関係) 特定建設作業に係る改善勧告等の基準

- 1 騒音特定建設作業の騒音が、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 振動特定建設作業の振動が、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 3 騒音特定建設作業の騒音又は振動特定建設作業の振動（以下この表において「騒音等」という。）が、付表の 1 の項及び 3 の項に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間、付表の 2 の項に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間（以下この項においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該作業を行う必要がある場合
 - (4) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - (5) 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 4 騒音等が、当該作業の場所において、付表の 1 の項及び 3 の項に掲げる区域にあつては 1 日 10 時間、付表の 2 の項に掲げる区域にあつては 1 日 14 時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
- 5 騒音等が、作業の全部又は一部に係る期間が当該作業の場所において連続して 6 日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
- 6 騒音等が、日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - (4) 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する

変電所の変更の工事として行う作業であつて当該作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(5) 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

(6) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

付表

1	(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (2) 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域
2	工業地域（前項第2号に掲げる区域を除く。）
3	前2項に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

別表第 15（第 38 条関係） 航空機から機外に向けてする拡声機の使用に係る遵守事項

- 1 午後 5 時から翌日の午前 9 時（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前 9 時 30 分）までは拡声機を使用しないこと。
- 2 拡声機から発する音量は、原則として地上において 1 旋回平均 65 デシベル以下とすること。
- 3 第 37 条第 1 項各号に掲げる施設の上空においては拡声機を使用しないこと。ただし、拡声機から発する音量を地上において 60 デシベル以下にする場合は、この限りでない。
- 4 拡声機を使用する航空機の飛行高度は、約 400 メートルとすること。
- 5 拡声機を使用する航空機の同一地域の上空における旋回は、2 回までとし、その地域から他の地域へ移行するときは、拡声機の使用を 20 秒以上停止すること。
- 6 拡声機は、1 回使用するごとに 5 秒以上休止すること。

別表第 16（第 39 条第 2 項第 4 号関係） 拡声機の使用に係る音量の基準

地 域 の 区 分	基 準
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	50 デシベル
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	70 デシベル
工業地域	75 デシベル
その他の地域（工業専用地域を除く。）	65 デシベル

別表第 17（第 40 条第 2 項関係） 飲食店営業等に係る騒音の基準

1

地 域 の 区 分	基 準
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	40 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50 デシベル
工業地域	60 デシベル
工業専用地域	70 デシベル
その他の地域	50 デシベル

2 前項の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域内に所在する医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、同表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

3 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、1 の項の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする（前項の規定の適用を受ける区域を除く。）。

別表第18 (第52条第1号関係) 土壤溶出量基準

特定有害物質の種類	土 壤 溶 出 量 基 準
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(以下「シマジン」という。)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(以下「チオベンカルブ」という。)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル(以下	検液中に検出されないこと。

「PCB」という。)	
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。別表第20において同じ。)	検液中に検出されないこと。

別表第19 (第52条第2号関係) 土壌含有量基準

特定有害物質の種類	土 壌 含 有 量 基 準
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
ひ 砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつきひ 砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。

別表第 20 (第 52 条第 3 号関係) 地下水基準

特定有害物質の種類	地 下 水 基 準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	1 リットルにつき ^ひ 砒素 0.01 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
PCB	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。

別表第 21 (第 59 条関係) 揚水規制基準

ストレーナーの位置	地表面下 10 メートル以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 平方センチメートル以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2 キロワット以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による 1 日当たりの総揚水量	350 立方メートル以下であること。